平成２５年（フ）第６２６号
横浜市金沢区谷津町150番地２　711号室
債務者　橋本　賢了
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市西川田町485番地６
債務者　伊藤　俊也
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　陽子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５２号
新潟市中央区旭町通２番町5225番地４　レイベン旭町101号
債務者　佐藤浩太郎
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県加西市北条町西高室593番地の59
債務者　串田　一裕
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１１号
熊本県山鹿市鹿北町多久1047番地３
債務者　野中マランヤオン，リセル
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第３号
福岡県筑後市大字山ノ井862番地２
債務者　有限会社ノビテック
取締役　高口久美子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４号
山形県寒河江市石持町４番17号
債務者　渡辺　ちよ
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
山形県寒河江市石持町４番17号
債務者　渡辺　直夢
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
山形市小白川町５丁目19番10―807号
債務者　池田　廣子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
三重県度会郡玉城町佐田857番地２、前住所三重県伊勢市船江１丁目３番55号
債務者　新田　大志
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
北海道北見市春光町４丁目３番２―102号
債務者　小野﨑明美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
岐阜県海津市海津町馬目98番地１　エスタシオン海津101
債務者　大倉　理世
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
静岡県富士宮市小泉1608番地の11　グランフォーレ弐番館201、前住所静岡県富士宮市小泉1698番地の１　クレストヒルズⅠ105
債務者　岸本　咲子（旧姓堀水）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４２号
埼玉県春日部市道口蛭田104番地１
債務者　長濱智恵美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
埼玉県春日部市道口蛭田104番地１
債務者　長濱　房子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県本庄市千代田３丁目３番５号
債務者　古川ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部